

伊達市産科・小児科診療所開設支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の子どもを産み育てる環境の充実を図ることを目的として、産科（分娩施設を有する産婦人科を含む。以下同じ。）及び小児科診療所の開設等を促進するため、市内において、新規に産科又は小児科の診療所を開設した医師に対して、予算の範囲内で伊達市産科・小児科診療所開設支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（公衆のために医業を行う場所に限る。）をいう。
- （2）開設者 市内において診療所を開設した者をいい、開設者が法人の場合は、診療所の管理者をいう。
- （3）開設 医療法第8条又は医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2第1項に基づき新たに診療所の開設届を提出し、その後速やかに健康保険法（大正11年法律第70号）第65条の規定により保険医療機関の指定を受け、保険診療を開始することをいう。

（補助金の交付対象者の要件）

第3条 補助金の交付対象者は、市内において、産科又は小児科を標榜する診療所を開設した者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1）開設した後に継続して10年以上診療する見込みであること。
- （2）一般社団法人伊達医師会（以下「医師会」という。）に加入すること。
- （3）本市の市税の納税義務がある者については、滞納がないこと。
- （4）伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第3号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- （5）積極的に地域医療へ貢献すること。
- （6）国、地方公共団体その他公的な機関から、次条に規定する補助金の交付の対象となる経費について、補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおり

りとする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、産科・小児科診療所開設支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めた書類については、省略することができる。

- (1) 当該診療所において診療する医師の医師免許証の写し及び履歴書
- (2) 診療の用に供する土地を取得又は借用する場合にあっては、当該土地の登記事項証明書、公図及び見積書
- (3) 診療の用に供する建物を新設し、取得し、借用し、改修し、又は拡張する場合にあっては、建物平面図(改修にあっては、改修前後の平面図)及び見積書(新設し、改修し、又は拡張する場合にあっては、工種別内訳書及び工種別明細書を含む。)
- (4) 診療の用に供する機器を購入する場合にあっては、見積書(カタログを含む。)及び購入理由書
- (5) 医師会入会申込書の写し等、医師会の入会を確認できるもの
- (6) 本市の市税の納税義務がある者については、納税証明書(滞納がないことがわかるもの)
- (7) 暴力団員等に該当しないことの誓約書(様式第2号)
- (8) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付申請は、保険診療を開始した日から起算して1年を経過する日までの間に行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、産科・小児科診療所開設支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該交付申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第15条第1項第2号に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 福島県県北保健福祉事務所が受理したことがわかる診療所開設届の写し
- (2) 診療の用に供する土地及び建物を取得した場合にあっては、契約書の写し及び登記事項証明書
- (3) 診療の用に供する建物を新設し、改修し、又は拡張した場合にあっては、工事等請負契約書の写し、工事内訳書及び竣工までの写真(改修及び拡張に

あつては、改修前の写真を含む。)

(4) 診療の用に供する土地又は建物を借用する場合にあつては、賃貸借契約書及び貸主への賃料の支払いがわかる書類

(5) 診療の用に供する機器を購入する場合にあつては、契約書の写し又は納品書の写し、請求書の写し、納品等に当たり検収したことを証する書面の写し及び納品完了の写真

(6) その他参考となる書類
(補助金の交付請求)

第8条 第6条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、産科・小児科診療所開設支援補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件（同条第2号に規定する要件を除く。）を欠くに至ったとき。ただし、やむを得ない場合を除く。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、産科・小児科診療所開設支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、当該交付決定を取り消した者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、産科・小児科診療所開設支援補助金返還命令書（様式第6号）により期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

2 前項の規定による返還を求める額は、前条第1項第1号に規定する場合にあつては、交付した補助金の額を120で除して得た額に、開設日の属する月から交付決定を取り消した日の属する月までの月数を120から控除して得た数を乗じて得た額とし、同項第2号に規定する場合にあつては、全額とする。

3 補助金の返還を求める額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(財産の処分の制限期間)

第11条 規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、診療所を新規開設した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数又は10年のいずれか短い期間とする。

(地域医療への貢献等)

第12条 交付決定者は、休日当番医への従事、市立学校の学校医への就任等により地域医療に貢献するとともに、市が実施する医療、保健、福祉等の事業に積極的に協力するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
1 診療の用に供する土地の取得に要する経費（賃貸借の場合は月額賃借料の24月分） 2 診療の用に供する建物の新設又は取得に要する経費（賃貸借の場合は月額賃借料の24月分） 3 診療の用に供する建物の改修又は拡張に要する経費 4 診療の用に供する機器の購入に要する経費 ※診療所以外の施設等が併設される場合は、床面積の按分により算出された経費を対象とする。 ※交付対象者の2親等以内の親族間の事業承継の場合であって、既存の親族の診療所を承継する場合にあっては、上記1及び2は補助対象外とする。	補助対象経費の3分の2以内	3,000万円